

答 申

1 審議会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、平成29年9月7日29田保福第17087号で行った個人情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）において不開示とした情報のうち、措置入院者に対する病院管理者の意見の「管理者氏名」の欄に記載された管理者の氏名は、開示すべきである。

2 審査請求に係る対象個人情報の開示決定状況

審査請求に係る対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、診察実施通知書、措置入院者の現地診察についての依頼文、措置入院者に対する病院管理者の意見に記載された審査請求人の個人情報である。

実施機関は、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、本件個人情報のうち、診察実施通知書の「精神保健指定医」の欄に記載された情報、措置入院者の現地診察についての依頼文の宛先に記載された情報、及び措置入院者に対する病院管理者の意見の「管理者氏名」の欄に記載された情報については、条例第14条第1項第1号（開示請求者以外の個人に関する情報）に、措置入院者に対する病院管理者の意見の「診断名」、「措置症状の有無等を含めた現在の状態」、及び「措置解除についての問題点と今後の方針を含めた管理者の意見」のそれぞれの欄に記載された情報については、同項第5号（評価判断情報）に該当するとして不開示とし、その余の部分は開示している。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、平成29年8月23日付けで、実施機関に対し、条例第13条第1項の規定により、本件個人情報の開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成29年9月7日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、平成29年9月13日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。

エ 実施機関は、平成29年10月19日付けで、福岡県個人情報保護審議会に諮問し

た。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

- (1) 措置診察実施や現地診察までの流れを知り、公平で差別されない医療を受けたかの把握や、病院側が現地診察医に対し患者の病状を正確に報告したかの確認をするため、審査請求をする。
- (2) 保健所と各機関とにおいて正当なやりとりがなされていたかについて疑問に思う。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

(1) 条例第14条第1項第1号該当性について

措置入院は本人の意に反して行われた行政処分であるため、措置診察を行った「精神保健指定医」の欄に記載された情報、措置入院者の現地診察についての依頼文の宛先に記載された情報、及び措置入院者に対する病院管理者の意見の「管理者氏名」の欄に記載された情報を開示することにより、本人が措置入院となった際や措置入院の解除がなされない場合の不满や、指定医及び管理者に対する不信感を抱き、診断内容の真偽や詳細を確かめるため、指定医及び管理者の日常生活に支障を来すような行為がなされることが否定できず、指定医及び管理者の正当な利益を害するおそれがあると認められるため、本号に該当し不開示としたものである。

(2) 条例第14条第1項第5号該当性について

措置入院は、本人の意に反して行われた行政処分であることから、本人の認識と記載内容に相違が生じる可能性がある。よって、措置入院者に対する病院管理者の意見の「診断名」、「措置症状の有無等を含めた現在の状態」、及び「措置解除についての問題点と今後の方針を含めた管理者の意見」を開示することにより、当該文書を提出する病院管理者が、本人の反応等に配慮して記載を簡略化したり正確に記載することを躊躇するなど、診断内容の形骸化をもたらし、措置入院制度の適正な執行を著しく困難にするおそれがあるため、本号に該当し不開示としたものである。

6 審議会の判断

(1) 本件個人情報の性格及び内容について

本件個人情報は、実施機関が保有する診察実施通知書、措置入院者の現地診察についての依頼文、及び措置入院者に対する病院管理者の意見に記載されている審査請求人に関する個人情報である。

ア 診察実施通知書について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第27条では、都道府県知事は、一定の者からの申請、通報又は届出のあった者について調査の上必要があるときは、その指定する指定医をして診察をさせなければならないとされている。

同条に基づく診察に当たっては、精神障害者の入院等に係る福岡県事務処理要領（平成27年9月福岡県保健医療介護部健康増進課こころの健康づくり推進室発行。以下「要領」という。）において、保健福祉環境事務所長は、診察実施通知書により、診察の日時、場所等を指定医に通知することとされている。

本件診察実施通知書には、精神保健指定医、診察を受ける者の住所、氏名、性別、生年月日、診察場所、診察日時が記載されている。

イ 措置入院者の現地診察についての依頼文

法第38条の6第1項では、都道府県知事は、必要があると認めるときは、指定する指定医に、精神科病院に立ち入り、当該精神科病院に入院中の者を診察させることができるとされている。

要領においては、保健福祉環境事務所長は、「精神科病院に対する指導監督等の徹底について」（平成10年3月3日厚生省大臣官房障害保健福祉部長・厚生省健康政策局長・厚生省医薬安全局長・厚生省社会・援護局長通知）中2（1）カに基づき、管内の精神科病院に入院している措置入院者について、入院後概ね3か月を経過したときに、知事の指定する精神保健指定医による現地診察を実施することとされている。

本件措置入院者の現地診察についての依頼文は、入院から概ね3か月を経過したときに実施する現地診察を実施機関から指定医に対して依頼する文書であり、依頼先の指定医に係る情報、実施日時、実施場所、対象者（患者）人数等が記載されている。

ウ 措置入院者に対する病院管理者の意見

法第38条の6第1項では、都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院の管理者に対し、入院中の者の症状若しくは処遇に関し、報告を求めることができるとされている。

本件措置入院者に対する病院管理者の意見は、法第38条の6第1項に基づき、審査請求人が入院していた精神科病院の管理者から実施機関に対する意見書であり、「意見書提出年月日」、「病院名」、「入院者氏名」、「入院年月日」、「診断名」、「措置症状の有無等を含めた現在の状態」、「措置解除についての問題点と今後の方針を含めた管理者の意見」、「管理者氏名」等の欄から構成され、それぞれ所定の情報が記載されている。

(2) 条例第14条第1項第1号該当性について

ア 本号の趣旨

本号は、開示請求に係る個人情報の中に、開示請求者以外の個人情報が含まれている場合において、これを開示すると、開示請求者以外の個人に関する情報を開示請求者に開示することとなり、それによって、当該個人の正当な利益を害するおそれがあることから、当該個人に関する情報を不開示とする要件を定めたものである。

「当該個人の正当な利益を害するおそれ」とは、開示することによって、個人情報に含まれる開示請求者以外の個人の名誉、社会的地位、プライバシーその他の利益を害するおそれがあることが、個人情報の内容等から判断できる場合をいう。

この場合の判断に当たっては、開示請求者と開示請求者以外の個人との関係及び個人情報の内容等を十分考慮して、個別に判断することが必要である。

なお、開示請求者以外の個人に関する情報であっても、開示請求者が当該個人情報を知っている立場にあることが明らかな場合、何人でもこれを知り得る情報である場合は、基本的には、正当な利益を害することにはならない。

イ 該当性の判断

本件個人情報のうち、実施機関が条例第14条第1項第1号に該当するとして不開示とした情報は、診察実施通知書に記載された精神保健指定医の氏名、措置入院者の現地診察についての依頼文の宛先に記載された情報及び措置入院者に対する病院管理者の意見の「管理者氏名」の欄に記載された情報であり、これらの情報が本号に該当するかどうかについて以下判断する。

(7) 診察実施通知書に記載された精神保健指定医の氏名について

措置入院は、本人の意思にかかわらず強制的に入院させる制度であるから、措置入院者が事後的に措置入院に至る過程を知り、その判断の当否について検討する権利は尊重に値するというべきである。

しかし、措置入院がそのような制度であるからこそ、精神保健指定医の氏名を開示した場合、措置された者やその関係者が、措置入院となった経緯や措置入院と判断した根拠等について、その真偽や詳細等を確認するため、精神保健指定医に不当な追及をし、その平穏な社会生活に影響を及ぼすおそれがある。

本件においても、その過去の経緯や事情に鑑みると、精神保健指定医の氏名を開示すると、審査請求人が、措置入院となった経緯や措置入院と判断した根拠等を確認したいとして、精神保健指定医の平穏な社会生活の遂行の妨げとなるような不当な追及等をしようとするおそれがあり、開示することによって、審査請求人以外の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められ、本号に該当すると判断される。

(4) 措置入院者の現地診察についての依頼文の宛先に記載された情報について

措置入院者の現地診察についての依頼文の宛先には、依頼先の指定医に係る情報が記載されており、本件事案の過去の経緯や事情に鑑みると、当該情報を開示することにより、審査請求人が、診察内容等を確認したいとして、当該指定医の平穏な社会生活の遂行の妨げとなるような不当な追及等をしようとするおそれは否定できない。

したがって、当該情報を開示することによって、審査請求人以外の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められ、本号に該当すると判断される。

(ウ) 措置入院者に対する病院管理者の意見の「管理者氏名」の欄に記載された情報について

措置入院者に対する病院管理者の意見の「管理者氏名」の欄に記載された情報のうち、管理者の氏名は、審査請求人以外の個人に関する情報であるが、医療法（昭和23年法律第205号）第14条の2第1号により、病院管理者は、管理者の氏名を当該病院内に見やすいように掲示しなければならないとされており、病院名は開示されていることから、何人でもこれを知り得る情報であるため、開示することによって、審査請求人以外の個人の正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、本号には該当しないと判断される。

これに対して、管理者の氏名以外の情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、当該管理者の正当な利益を害するおそれがあると認められ、本号に該当すると判断される。

(3) 条例第14条第1項第5号該当性について

ア 本号の趣旨

本号は、診療、指導、相談、選考等個人の評価又は判断を伴う事務に関する情報を開示した場合、当該事務の過程等を知らせることとなり、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることから、評価判断情報の不開示情報としての要件を定めたものである。

「事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる」場合とは、請求者に開示することにより、事務の適正な執行が困難になる可能性が客観的に認められる場合をいい、当該個人に対して、公正な評価、判断が行えなくなるおそれがある場合のみならず、本人の評価、判断に影響はないが、開示することにより、今後、反復・継続して行われる本人以外の者に対する評価、判断を公正かつ適切に行うことを困難にするおそれがある場合も含まれる。

イ 該当性の判断

本件個人情報のうち、実施機関が条例第14条第1項第5号に該当するとして不開示とした情報は、措置入院者に対する病院管理者の意見の「診断名」、「措置症状の有無等を含めた現在の状態」、「措置解除についての問題点と今後の方針の含めた管理者

の意見」のそれぞれの欄に記載された情報である。これらの情報が本号に該当するか否かについて以下判断する。

措置入院者に対する病院管理者の意見は、同管理者による入院中の者の症状や今後の方針等に関する意見が記載されたものであり、当該意見に記載された「診断名」等の欄に記載された情報は、本号に規定する個人の評価又は判断を伴う事務に関する情報であると認められる。

措置入院制度の本質や本件事案の過去の経緯や事情に鑑みると、これらの情報を開示することが前提となれば、今後同種の事務において、病院管理者が本人の反応等を考慮して、本人の認識や意に沿わない評価をありのままに記載することを躊躇したり、画一的な記載に終始したりするおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報を開示することにより、措置入院の継続が必要であるか否かの判断に影響を及ぼし、今後の措置入院事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本号に該当すると判断される。

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。